

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第72回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年5月27日（金）13時59分～14時50分

於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、

関口 博正、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（総合通信基盤局長）

大橋 秀行（電気通信事業部長）

佐々木 祐二（総合通信基盤局総務課長）

秋本 芳徳（事業政策課長）

竹村 晃一（料金サービス課長）

内藤 新一（料金サービス課企画官）

東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3084号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第3085号】

2 報告事項

ア ユニバーサルサービス制度に基づく合算番号単価の修正について

開 会

○辻部会長　それでは、若干時間が早いですが、委員の皆さま方お揃いになりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第72回を開催したいと思います。

本日部会には、委員全員が出席されておられますので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 諮問事項

ア　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3084号】

イ　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第3085号】

○辻部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、諮問事項2件及び報告事項1件でございます。

まず、諮問第3084号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）」及び諮問第3085号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）」について審議をいたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長　それでは、資料72-1から資料72-3に基づきまして、ご説明いたします。

資料の72-1の1ページをご覧ください。

今回の接続約款の変更認可申請でございますけれども、実績原価方式に基づく接続料の改定につきましては、既に本審議会にて審議をいただき、平成28年4月11日に認可済みでございます。今回は、加入光ファイバに係る接続料とNGNに係る接続料の改定について、NTT東西による償却方法の見直しを踏まえて申請があったものでございます。

加入光ファイバにつきましては、平成26年4月に、平成26年度から平成28年度までの接続料を認可済みでございます。今回、平成27年9月の情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」を踏まえ、平成28年度から平成31年度までの4年分の接続料を将来原価方式により算定をして、NTT東西から申請がなされております。NGNに係る接続料につきましては、従来どおり1年間の将来原価方式により算定をして、申請がなされております。そのほか接続約款の変更認可申請とあわせて、接続料規則第3条に基づく、いわゆる3条許可の申請もなされております。これは後ほどご説明いたします。

それでは、3ページをご覧ください。

電気通信事業法におきましては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けることが義務づけられております。接続約款に定められる接続料は、接続料規則で定める機能ごとに定めることとされており、具体的には37の機能が定められております。このうち11の機能についてはLRIC方式により算定することとされており、それ以外の26の機能については、前々年度の接続会計を基礎として算定された第一種指定設備管理運営費に自己資本費用等を加えて接続料原価を算定することが原則とされております。このうち19の機能については、この実績原価方式の原則に従って接続料が算定をされており、今年の4月11日に認可済みでございます。

4ページをご覧ください。この原則の例外として、新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスに利用される機能等については、合理的な将来の予測に基づき接続料原価を算定することとされており、いわゆる将来原価方式によって、加入光ファイバについては算定期間を4年間とする将来原価方式により接続料を算定、NGNの4機能については算定期間を1年間とする将来原価方式により接続料を算定しているものでございます。

5 ページが本件申請の対応関係を示しているものでございます。

6 ページをご覧ください。昨年の9月14日の情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」を踏まえまして、NTT東西が、情通審答申に盛り込まれた措置を反映すべく接続約款の変更認可申請を行っているものでございます。情通審答申に示された措置としては、まず、①平成28年度以降の接続料の低廉化がございいます。具体的な取組みとしては、企業努力によるさらなる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、コスト把握の精緻化が掲げられております。これらの取組みにより、『平成31年度には主端末回線接続料は2,000円程度になる見込み』とNTT東西が表明したように、相当の接続料の低廉化が期待できる」と情通審答申に盛り込まれてございます。

本申請における対応状況でございますが、NTT東西は平成28年度から4年間の将来原価方式により接続料を算定しており、平成31年度のシェアードアクセス方式の接続料は、NTT東日本で2,036円、NTT西日本で2,044円となっております。

②接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置の導入については、本申請におきまして、希望する事業者に対してこのような措置を適用することを接続約款に規定してございます。

③光ファイバケーブルの耐用年数の見直しについては、本申請におきまして、NTT東西は、平成26年度末の固定資産データを用いた推計と日本公認会計士協会の実務指針を踏まえた検討を行った結果、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断しており、本申請には反映されてございません。

その他、情通審答申で示されました『8収容』の原則、「全ての電柱等の位置情報の開示」につきましても接続約款に規定しております。

次に、7ページの加入光ファイバに係る接続料の改定案をご覧ください。加入光ファイバの接続料は平成27年度に初めて上昇いたしました。今回の接続料低廉化の取組みの措置により、平成28年度から平成31年度にかけて低減し、平成31年度のシェアードアクセス方式の接続料は2,000円程度となる見込みとされてございます。

8ページが接続料原価の内訳の予測でございます。棒グラフの一番下の青いところで示しているものが「減価償却費」でございます。この減価償却費が、償却方法の定額法への見直しにより、平成27年度から平成28年度にかけて大きく減少していることがおわかりいただけるかと思ひます。

棒グラフの一番上の水色で示しているものが「調整額」でございます。これにつきましては、平成26年度の費用と収入の差額を平成28年度の接続料原価に、平成27年度の費用と収入の差額を平成29年度及び平成30年度に2分1ずつ算入する措置を行っております。それから、棒グラフの上から2番目のオレンジ色で示しているものが「報酬」でございます。これは自己資本費用等でございますけれども、主要企業の自己資本利益率の直近の実績である平成26年度の8.16%が、平成27年度以降も継続するものと仮定して自己資本費用を算出しております。

それから、9ページをご覧ください。情通審答申を踏まえた接続料低廉化の取組みが接続料原価に与える影響について示しております。こうした取組みにより、加入光ファイバの接続料原価は、取組み前と比べて各年度300億円以上減少しております。その内容は、企業努力によるさらなる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行等、コスト把握の精緻化によるものでございます。

②の償却方法の定額法への移行等につきまして、補足いたします。数字については委員限りとなっておりますので、ご注意願いたいと思います。表にありますとおり、定額法への移行による効果は、移行直後、平成28年度に大きくあらわれ、徐々に効果が小さくなることをご理解いただけるかと思っております。それから、後年度費用の軽減施策といえますのは、削減した償却費を用いて設備の補修の前倒し等を行うものでございまして、平成28年度から平成30年度までは費用が発生しますが、平成31年度以降にコスト削減効果があらわれるものでございます。

それから、10ページをご覧ください。企業努力によるさらなる効率化・費用削減の効果について詳しくご説明いたします。この取組みとして、具体的には投資の効率化と施設保全費等の効率化が挙げられております。「(A) 投資の効率化」は、例えば、工事を発注する際に一定程度の規模でまとめて発注することによって請負単価を低減させること等により、各年度の投資予測額に対して、各年度ともマイナス3%の効率化を実現するものでございます。「(B) の施設保全費等の効率化」は、例えば、これまでは線路、宅内のいずれかの技術のみを習得した作業員が故障修理業務を行っていましたが、線路、宅内のいずれの技術も習得させることにより、より効率的に故障修理業務を行うことが可能となり、ほかの施策とあわせて、前年度に比べて毎年マイナス3%の効率化を実現するものでございます。

それから、11ページをご覧ください。償却方法の定額法への移行等の効果について

詳しくご説明いたします。NTTはグループ全体で、平成30年度から国際会計基準（IFRS）を導入することを検討中とのことですが、これに先立ちまして、平成28年度から定額法への移行をするものでございます。この移行直後は減価償却費が大きく低減するものでございます。

「(B) 定額法への移行に伴う後年度費用の軽減施策」は、定額法への移行に伴い、将来の収支改善を目的として平成28年度から平成30年度まで後年度費用の軽減施策を実施するものでございます。具体的には、資産の処分に関する施策として、現在、残存価格5%で償却止めを行っている電柱などのスクラップバリューについて再評価し、残り5%相当を平成28年度に一括償却する施策などにより設備のスリム化を図り、保守費用や租税公課を削減するものでございます。それから、設備の保守効率向上に向けた施策として、経年劣化による故障等が見込まれる設備について、補修等を前倒しで実施する施策により、将来的な保守費用を削減するものでございます。この設備につきましては、とう道、マンホール、ハンドホール等の土木設備、電柱等の線路設備が対象となっております。本施策は平成30年度までの実施を見込んでおりまして、平成28年度から平成30年度まではコストが発生しますが、平成31年度以降はコストが低減するものでございます。

それから、12ページをご覧ください。コスト把握の精緻化についてご説明いたします。NTT東西は、主端末回線に係る費用を算出する際に、まずは分岐端末回線に係る費用相当額を算出して、光回線に係る総費用から差し引く方法で費用を算定してございます。情通審答申を受けまして、NTT東西において費用把握の精緻化を実施したところ、例えば故障修理に係る費用につきましては、主端末回線部分よりも分岐端末回線部分で多く発生していることなど、これまでよりも分岐端末回線に係る費用が大きいことが判明しました。こうしたことを踏まえて主端末回線に係る費用が減少するものでございます。

次に、13ページをご覧ください。調整額の扱いについてご説明いたします。NTT東西におきまして、自己資本利益率が、平成26年度、平成27年度の接続料の認可の際に適用した値と比較して実績値が上回ったことから、報酬額が上昇してございます。これによりまして、平成26年度、平成27年度に調整額が発生してございます。平成26年度の調整額については平成28年度の接続料原価に、平成27年度の調整額については平成29年度及び平成30年度の接続料原価に2分の1ずつ算入してございます。

この2分の1ずつ算入する理由ですが、通常、調整額は翌々年度の接続料原価に算入されるものでございますが、本申請におきましては接続料を円滑に低廉化させていくという観点から、平成29年度と平成30年度の接続料原価に2分の1ずつ算入するものでございます。

また、期待自己資本利益率につきまして、過去3年間の平均値が、平成26年度におきましては、認可時点で2.65%だったものが4.29%に上がってございます。平成27年度の見込み値についても、認可時点で3.41%だったものが5.12%に上がってございます。こうしたことが原因で調整額が発生するものでございます。それから、平成27年度以降は、主要企業の自己資本利益率が、平成26年度の実績値である8.16%がこのまま継続するものと仮定してございます。こうしたことを踏まえて、平成28年度から平成31年度までは調整額はゼロとして接続料を算定してございます。

それから、14ページをご覧ください。平成26年度と平成27年度の調整額の主な発生原因についてご説明いたします。平成26年度では、NTT東日本ですと140億円の調整額が発生してございます。このうち、報酬の上昇によるものがプラス172億円、設備管理運営費は逆にマイナス36億円ということになっており、主な発生原因が自己資本利益率の上昇によるものであることがご理解いただけるかと思えます。

次に、15ページをご覧ください。需要である稼働芯線数の予測についてご説明いたします。NTT東西が提供しておりますサービスであるフレッツ光については、平成28年度の事業計画において30万契約増加すると予測してございますけれども、このフレッツ光の契約数の純増数をもとに稼働芯線数を予測してございます。接続事業者が利用するダークファイバ、イーサネット等につきましては、過去3年間の純増数の平均値が継続するものとして予測をしてございます。ダークファイバについては、NTT東日本の場合9.7万芯線、NTT西日本の場合は4.2万芯線の純増が継続するものとして予測をしてございます。

それから、16ページをご覧ください。光ファイバケーブルの耐用年数の見直しについてご説明いたします。結論から申しますと、NTT東西は、情通審答申を踏まえまして見直しの検討を実施しましたが、先ほど説明したとおり、直ちに経済的耐用年数を見直す必要はないという判断をしてございます。ただし、今後実態との乖離が認められれば見直しを行うとの考えでございます。総務省の判断でございますけれども、NTT東西の検討結果から、直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えないと判断

をしてございます。

それでは、NTT東西の耐用年数の見直しの経緯からご説明いたします。NTT東西は、平成20年度に、それまで採用しておりました法定耐用年数である10年から、撤去法に基づき推計した経済的耐用年数である架空15年、地下21年に見直しを行ってございます。その際の経緯については、ここで委員限りとしております記載のとおりでございます。その上で具体的な耐用年数の推計を行ったものでございますけれども、NTT東西が本格的に光ファイバケーブルに投資を始めたのは平成13年以降でございます。一定の設備量が維持されている状況ではなく、耐用年数を推計するための実績データが十分でなかったことから、耐用年数を一意に定めることが可能である増減法を用いることは適当ではないとしたため、撤去法による推計が行われたものでございます。撤去法とは、設備の撤去率と経過年数のデータをプロットいたしまして、そのプロットデータにさまざまな確率分布関数を当てはめて推計をするものでございます。光ファイバケーブルの持ついろいろな特性を考慮して、7つの関数を選び推計値を算定した上で、関数の平均値を算出し、そこから架空15.3年、地下21.4年との結果が得られたものでございます。これに基づき現在の耐用年数を算定してございます。

「(2) 情報通信審議会答申における提言」でございますけれども、これは長期増分費用モデル研究会におきまして耐用年数の再推計を行った結果、架空17.6年、地下23.7年とすることが適当とされました。これを踏まえ、情通審答申におきまして、「NTT東西においては、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当」とされたものでございます。

17ページをご覧ください。NTT東西におきましては、情通審答申を踏まえまして平成26年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた撤去法による推計結果の検討、公認会計士協会の実務指針「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を踏まえた検討を行ったところでございます。まず撤去法による推計結果の検討でございますが、前回と同じく、撤去法による7つの確率分布関数から推計値を算出いたしました。その結果、耐用年数の推計結果は、架空ケーブルについては長いもので20年、短いもので13年、地下ケーブルについては長いもので32年、短いもので19年でございます。これは架空15年、地下21年という現行の経済的耐用年数はその範囲におさまっているということから、必ずしも見直しが必要な状況には至っていないという判断をいたしました。それから、公認会計士協会の実務指針を踏まえた検討でございますが、

「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済事情の変化による陳腐化の危険の程度」の3つの観点から検討を行った結果、見直しが必要な状況には至っていないという判断をさせていただきます。

この結果、見直しはしないこととしたものでございますが、今後、実態との乖離が認められれば見直しを行うとの考えでございます。

それから、18ページをご覧ください。NTT東西の検討結果を踏まえた総務省の判断についてご説明いたします。現行の耐用年数は、平成20年度にNTT東西が行いました撤去法による複数の確率分布関数の平均値を根拠に定めてございます。今回、最新の実績データに基づき、改めて同じ方法による推計を行ったところ、この関数の推計値の平均は架空18.7年、地下25.6年となっております。この耐用年数の推計値は前回の推計値よりも延びてございますので、こうしたことを踏まえて耐用年数を見直すことも考えられますが、現行の経済的耐用年数が7つの確率分布関数の範囲内におさまっていること、超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中で、今後のさらなる無線圧縮技術等の進展によりFTTHサービスが陳腐化するリスクの有無を現時点で見きわめることは困難であるということ踏まえまして、直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えないと考えてございます。

以上が、加入光ファイバに係る接続料の説明でございます。

次に、19ページをご覧ください。NGNに係る接続料の改定案についてご説明いたします。NGNについては、IGS接続機能など4つの機能がアンバンドルされてございまして、今回の償却方法の定額法への移行などにより、接続料原価は、NTT東日本で70億円、NTT西日本で60億円程度減少してございます。これによりNTT東西のいずれの機能も接続料は低減しているものでございます。

20ページをご覧ください。接続料の改定案でございますが、例えば、接続事業者がNTT東西のひかり電話ユーザーとの発着信を行うために利用するIGS接続機能については、需要は減少している一方で、接続料原価の減少率がこれを上回ってございまして、NTT東西とも20%等、接続料は減少してございます。

以上がNGNに係る接続料でございます。

次に、22ページをご覧ください。接続料規則第3条に基づく3条許可の申請がなされてございます。

1点目は調整額の扱いでございまして、既に発生しているか、あるいは見込まれてお

ります平成26年度と平成27年度の調整額の扱いでございます。これは先ほど説明をしたとおりでございます。

2点目は、今後発生する可能性がある平成27年度及び平成28年度から平成31年度までの調整額について、その差額を平成29年度以降の接続料原価に加えて算定することを求めるものでございます。

それから3点目は、PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱いでございますが、平成24年度接続会計をもとに平成26年度の接続料原価を予測した際にPCB特別損失を見込んでいなかったことから、予測原価と実績原価に乖離が生じており、この費用を平成28年度の接続料原価に含めて算定することを求めるものでございます。

次に、23ページをご覧ください。スタックテストについてご説明いたします。スタックテストとは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証するために接続料と利用者料金との関係の検証を行うものでございまして、平成11年から行っているものでございます。具体的な運用方法につきましては、スタックテストの運用に関するガイドラインに基づいて行っております。検証の時期でございますけれども、毎年度の接続料の認可をする際に、このスタックテストの検証を行っております。検証区分につきましては、将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービスの中で市場が拡大傾向にあるものを基本として、サービスメニューごとに総務省が行うということになってございます。検証の方法につきましては、営業費相当分、これは利用者料金と接続料収入の差額でございますが、これが、営業費の基準値とされております利用者料金収入の20%を上回っているかどうかという検証、それから利用者料金が接続料を上回っているかどうかという検証の、2つの検証を行うものでございます。

25ページをご覧ください。スタックテストの結果でございますけれども、総務省においてスタックテストを実施した結果、全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ営業費相当分が基準値を上回っているため、スタックテストの要件を満たしていると認められるものでございます。

資料72-2の19ページをご覧ください。こうした検討を踏まえ、電気通信事業法施行規則、接続料規則及び電気通信事業法関係審査基準に基づき審査を行いました結果、審査事項についてはいずれも適との結果であり、認可することは適当と認められるとしてございます。

1ページの諮問書をご覧ください。電気通信事業法の169条第1号の規定により、

認可をすることについて諮問をさせていただくものでございます。

それから、資料72-3の20ページをご覧ください。先ほどの光ファイバと同じように、NGNにつきましても、審査事項についてはいずれも適と認められるため、認可することは適当と認められるとしてございます。NGNにつきましても、認可することについて諮問させていただくものでございます。

説明は以上です。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、何なりとお願いしたいと思います。

それでは、山下委員、お願いいたします。

○山下委員 それでは1つ、疑問に思っていることを質問させていただきます。

資料72-1の7ページ、8ページで、加入光ファイバに係る接続料がこれから下がっていくという見通しを示されたわけですが、これを拝見いたしますと、平成30年度から平成31年度にかけての料金の低下が非常に大きいということがわかります。それで最後の平成31年度に、お約束であった2,000円台というのが達成されるということとなっております。平成30年度と平成31年度の間どのくらい大きな費用削減効果があったのかということも8ページで拝見すると、一つは、調整額がなくなったということが大きいと思いますが、もう一つ大きいのは、施設保全費です。施設保全費は毎年小さくなっていますが、平成30年度と平成31年度の間でも特に、大きく減少しているように見えました。

そこで、その施設保全費が、なぜこの1年で小さくなったのかということを見るために、9ページの、例えばNTT東日本の施設保全費等の効率化という項目を拝見すると、平成30年度が41億円の減少、平成31年度は52億円の減少となっており、平成31年度ではさらに10億円減少していますが、その10億円の減少というのは平成28年度から毎年大体10億円ほど減少しているということを踏まえると、特に平成31年度だけが減少したとは見えないわけです。そうすると、投資の効率化ももちろんありますが、金額が小さいのでそれを無視しますと、9ページに記載の施設保全費等の効率化により毎年10億円ずつ減少しているということと、8ページに記載の施設保全費の減少との間の整合性をどのように考えたらいいかということをお教えいただきたいと思っております。

- 辻部会長　それでは、お願いいたします。
- 竹村料金サービス課長　この平成31年度に急に減少している理由でございますけれども、これにはいろいろな原因がございます、NTT東西が、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行等、それからコスト把握の精緻化を行ったことによるものでございます。とりわけ効果が大きいものが、後年度負担の軽減施策でございます、後年度費用を軽減させるためにある程度の効率化の投資、設備の除却などを行い、平成28年度から平成30年度まではその費用が発生しておりますが、平成31年度以降にその効果が効いてくるということが大きく影響しているものでございます。
- 辻部会長　山下委員、いかがでしょうか。
- 山下委員　今ご説明いただいた後年度負担の軽減施策というのは、調整額とはまた別のものでしょうか。8ページのどの費用に含まれているものでしょうか。
- 竹村料金サービス課長　調整額は後年度費用の軽減施策とは別でございます、収支の差額を翌々年度に、接続料原価に繰り入れるものでございます。後年度費用の軽減施策の効果というものは、施設保全費にも入っております。
- 山下委員　もう1回よろしいですか。
- 辻部会長　どうぞ。
- 山下委員　9ページで示されている、施設保全費等の効率化による削減額以外にも、後年度負担の軽減施策による削減額というものが別にあり、それと合わせた結果、8ページの施設保全費が非常に小さくなったと考えればよろしいでしょうか。施設保全費等の効率化という9ページの金額の削減分だけと考えるのではなくて、それ以外のものもあると考えるのでしょうか。
- 辻部会長　全部、9ページの削減額の合計というのが、ここの施設保全費等々に出ていると思いますが。
- 竹村料金サービス課長　後年度費用の軽減施策というのは、定額法への移行そのものではなくて、後年度費用を軽減するための施策を行うものでございまして、これは山下委員のご指摘のとおり施設保全費等にも及ぶものでございます。定額法への移行そのものは償却費が変わるものでございますが、この後年度費用の軽減施策は、償却費が減少することを一種の原資としまして、平成28年度から平成30年度まで保守費用等を軽減するための効率的な施策、投資を行うと、その効果が平成31年度以降に出てくるも

のでございます。その効果として施設保全費も平成31年度以降は減少するというものでございます。

○山下委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○辻部会長 そのほか何かございませんでしょうか。

1点、13ページの自己資本利益率の算出というところで、今の、平成27年度のもとになっております、主要企業ですと8.16という自己資本利益率ですね。これは近年にないほど高いです。アベノミクスとか、あるいは原油の削減等々があつて、今般のサミットでも安倍首相がリーマン・ショック以来の危機と言われましたが、あまりほかの人の賛同を得られなかったみたいですが。これはあくまでこういう予測ですから、8.16が平成31年度まで続くというようになるのは仕方がないのしょうけれども。もうとてもこんな数字は行かないと思いますが、予測値の代替値がありませんから、これは仕方がないですね。成長率の予測等はいろいろ民間が出していますけど、利益率の予測というのは、なかなか難しいので、これは予測という数字で考えざるを得ないと思います。

○竹村料金サービス課長 コメントさせていただきますと、平成26年度、平成27年度に、自己資本利益率が認可時の値を大きく上回ってしまったことによって、かなり大きな調整額が発生し、平成27年度に初めて光ファイバの接続料が上昇したということがございました。今回は、かなり高い自己資本利益率を前提としておりますので、平成31年度までにプラスの調整額が新たに発生する確率というのは、小さいものと考えてございます。

○辻部会長 そうですね。だから今、山下委員が言われたような、費用削減という中で、この自己資本利益率が多分落ちてしまうから、より一層費用が少なくなって、利益が上がるような感じがしますけど。

そのほか何かございませんでしょうか。

○三友委員 よろしいですか。

○辻部会長 どうぞ。

○三友委員 15ページに需要の予測があるのですがけれども、費用等についてはいろいろと積み増し、詳細な検討がなされているところだと思うのですが、この計算、予測方法というのは、何か合理性を持ってこういう方法が採用されているのでしょうか。確認のためにお聞きしたいのですがけれども。

- 辻部会長　　そうしたら、総務省、よろしくお願いします。
- 竹村料金サービス課長　　需要の予測というものはなかなか難しいものですが、フレッツ光の契約数の伸びについては、過去の申請におきましても、最新の事業計画をもとに契約数がどのくらい伸びるかということ予測して、そこから稼働芯線数を割り出すという方法で求めています。それから、このダークファイバとイーサネットにつきましては、前回認可時には、最新の実績である平成25年度の上期実績純増数の2倍ずつ純増し、さらにエリア拡大が予定されている場合にはその計画値を考慮しており、かなり積極的な予測をしたものでございます。今回は平成25年度から平成27年度の純増数の平均値を用いているものでございまして、その意味では、前回よりは慎重な予測になっていると考えてございます。
- 三友委員　　過去の予測方法でどのくらい実際に正確だったかというのは検証できると思うのですが、予測方法を変えていくということが果たしてほんとうに適切なのかどうかというのはよくわからないところがあるのですが、これについては何かお考えがあるのでしょうか。
- 竹村料金サービス課長　　積極的に需要を見込みますと、その分だけ接続料は安くなりますが、それは逆に言うと合理的な見込みを欠くということになりますので、できるだけ現状の実績に近いところで合理的な見込みをするしかないのではないかと考えてございます。決め手となるような予測方法というのは、将来のことであるのでなかなか難しいものですが、最新の動向や、いろいろなマーケットの状況を踏まえて、できるだけ合理的な予測をしていただくということなのではないかと考えてございます。
- 三友委員　　もし予測が実績値と大きく外れるようなことがあった場合というのは、これに関しても後から修正というのはあり得るのですか。
- 竹村料金サービス課長　　その場合は調整額が発生して、後年度に調整するということになります。
- 三友委員　　わかりました。ありがとうございます。
- 関口委員　　口を挟んで申し訳ありませんが、予測の方法、手段を論理的に一貫してやるほうが望ましいのは当たり前なのですが、結局のところ調整額によって、最終的には発生したコストを全部回収するというスキームになっていますから、予測が外れれば外れるほど翌々年度以降の乖離額が大きくなり、今度はその乖離額が大き過ぎるから2年で割ることになってしまっています。ですからその意味で、将来原価方式の宿命

として、需要が伸びるということを前提にしつつも、大きくサービスやユーザーが増えるという期待はある制度ではあるのですけれど、あまりその実績を踏まえないでやると、後で調整額でしっぺ返しを食らうこととなるので、少しその実績を加味しながら調整をしていくという妥協案にならざるを得ないのではないかとこのように私も理解しています。

○辻部会長 以前、通常の黒電話のトラフィックが大幅に減るといって、今から20年ほど前ですか、そのような時期がございまして、そのときは、それまでのやり方を変えて、需要が減るといって前提で予測をやり直したことがあります。今回は伸び率がだんだん減少していることはわかりますが、急に落ちるといってはないので、大きな予測の変化ではなくて、過去の実績の伸び率等々を勘案して、将来の需要を延ばすものです。前向きで見るのか、後ろ向きの実現したものを、平均的なもので、今言われたようにできるだけ乖離額を少なくされているというように私は理解しております。確かにこういう変わり目のところでは、過去のやり方を踏襲していいのかどうかという議論には十分なります。そんなに大きく、激しく減少ということはないもので、今の総務省案で逆に、関口委員が言われましたように乖離額の後の調整が少なくなるので、プラクティカルにはいいかなというように私個人的には思います。

○三友委員 はい。別に異存はありませんので。確認でございます。

○辻部会長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、それぞれの案件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなど公告し、広く意見の募集を行うことといたします。それぞれの案件に関する意見招請は、従来どおり2回実施することとし、1回目の招請期間は6月17日金曜日までといたします。その後、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしたいと思っておりますので、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

(2) 報告事項

ア ユニバーサルサービス制度に基づく合算番号単価の修正について

○辻部会長　それでは次に、報告事項に移ります。

ユニバーサルサービス制度に基づく合算番号単価の修正について、総務省から説明をお願いいたします。

○竹村料金サービス課長　それでは、資料72-4に基づきまして、ユニバーサルサービス制度に基づく合算番号単価の修正について報告をさせていただきます。

1枚おめくりください。本年4月15日付で、番号告示に基づきまして、基礎的電気通信役務支援機関であります電気通信事業者協会から総務大臣に対して、合算番号について本年7月以降、2円から3円に修正する旨の通知がございました。報告内容につきましては、以下のとおりでございます。

支援機関は、電気通信事業者から、その使用する電気通信番号の数に応じてユニバーサルサービス制度の負担金を徴収する際に、合算番号単価を用いることとしてございます。合算番号単価は支援機関が、番号告示に基づきまして、1月からの適用分と7月からの適用分の年2回算定をすることとされてございます。1月から適用する合算番号単価につきましては、適用年の負担金の総額を電気通信番号の見込み数で除しまして、小数点以下を四捨五入して計算するというところでございます。これが本年は2円ということになってございます。7月から適用する合算番号単価でございますが、適用年の4月の時点で、1月から適用しております合算番号単価による徴収額が負担金の総額に比べて過徴収または徴収不足が見込まれる場合、7月から適用する合算番号単価を修正するものでございます。本年の場合、1月から適用した合算番号単価は、2.432円を四捨五入して2円としてございます。4月の時点で再算定をいたしました結果、合算番号単価が2円のままでは徴収不足になることが見込まれたため、7月から適用する合算番号単価は、2.890円を四捨五入して3円としたものでございます。

なお、参考として、ユニバーサルサービスの周知活動ということで記載してございますが、平成20年度以降、毎年、各地方総合通信局及び支援機関が、電話のユニバーサルサービスに関する親子見学・説明会を開催いたしてございます。本年は7月26日火曜日に、埼玉県さいたま市において、NTT東日本、埼玉県警の協力を得て開催する予定でございますので、あわせてご説明をさせていただきます。

以上でございます。

○辻部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

それでは、ご意見等がございませんようでしたら、以上をもちまして本日の審議は終了させていただきます。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 事務局から1件報告させていただきます。

次回の電気通信事業部会の日程ですが、7月27日水曜日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては、別途事務局からご連絡いたしますので、どうかよろしくお願いたします。

○辻部会長 それでは、ありがとうございます。これをもちまして閉会とさせていただきます。

閉 会